

阿智村・清内路村任意合併協議会 第1回協議会 次第

1 開会

2 あいさつ

3 出席者の紹介

4 経過報告及び任意合併協議会設立に関する合意書について

5 協議事項等

- (1) 阿智村・清内路村任意合併協議会規約について
- (2) 阿智村・清内路村任意合併協議会幹事会規定等について
- (3) 平成19年度事業計画について
- (4) 平成19年度歳入歳出予算及び費用負担割合について
- (5) 今後の運営について
 - ① 合併協議スケジュールについて
 - ② 合併協議の基本方針について
 - ③ 合併協議項目について
 - ④ 事務事業等の一元化の調整方針について
 - ⑤ 新村将来構想の策定方針について
 - ⑥ 協議会だよりの発行について

6 その他

次回開催日 月 日 ()

開催場所

7 閉 会

阿智村・清内路村合併協議に関する経過報告

平成

- 18年2月 清内路村が、合併問題研究会を設置（～19年6月）
清内路村議会が、合併問題特別委員会を設置（～18年9月）
- 9月28日 清内路村議会が、合併問題に関する決議
「阿智村との合併を選択することが住民福祉維持の保障となる」
- 11月20日 清内路村合併問題研究会主催による学習会で、岡庭阿智村長が講演
- 19年3月11日 清内路村合併問題研究会主催による学習会（パネルディスカッション）
- 5月25日 清内路の明日を考える会開催（岡庭阿智村長を迎えての公開座談会）
- 6月5日 清内路村合併問題研究会最終報告
「阿智村と合併について話し合う場を設けることがよい」
- 22日 清内路村議会が、合併協議の場創設に関する決議
「阿智村との合併協議を早期に実現することを求める」
- 25日 清内路村が阿智村に「市町村合併について話し合う場の創設」を申入れ
- 7月9日 両村議会議員懇談会（会場：阿智村）
- 8月28日 両村議会議員懇談会（会場：清内路村）
- 10月23日 阿智村が清内路村に、申入れに対する回答
「阿智村と清内路村のあり方を幅広く研究する協議の場を設ける」
- 11月15日 両村議員による「阿智村・清内路村あり方研究会」が発足
- 29日 阿智村公民館による「清内路村との合併についての学習会」開催
- 12月6日 第2回「阿智村・清内路村あり方研究会」
- 12月21日 第3回「阿智村・清内路村あり方研究会」
- 20年1月17～30日 阿智村議会が、7つの自治会ごとに「清内路村との合併に関する住民の意見を聴く会」を開催
- 28・29日 清内路村議会が、村内2ヶ所で「合併問題報告会」を開催
- 2月7日 第4回「阿智村・清内路村あり方研究会」

阿智村・清内路村任意合併協議会設立に関する合意書（案）

阿智村、清内路村の二村は、全ての住民が愛着と誇りを感じ個性ある村づくりを進めるため、両村の合併の基本事項について協議し、地域住民に判断材料を提供することを目的に、任意合併協議会を設立することに合意する。

なお、任意合併協議会の設置期間中においては、各村は下記の事項に配慮しながら、合併協議及び行政運営を行うように努力するものとする。

新村における自治能力向上のため、引き続き、健全財政の堅持に努めるものとする。

新規大型事業の着手及び合併協議に重大な影響を及ぼす事業の新設等については、極力抑制に努めるものとする。

平成20年2月7日

阿智村長 岡庭一雄

清内路村長 櫻井久江

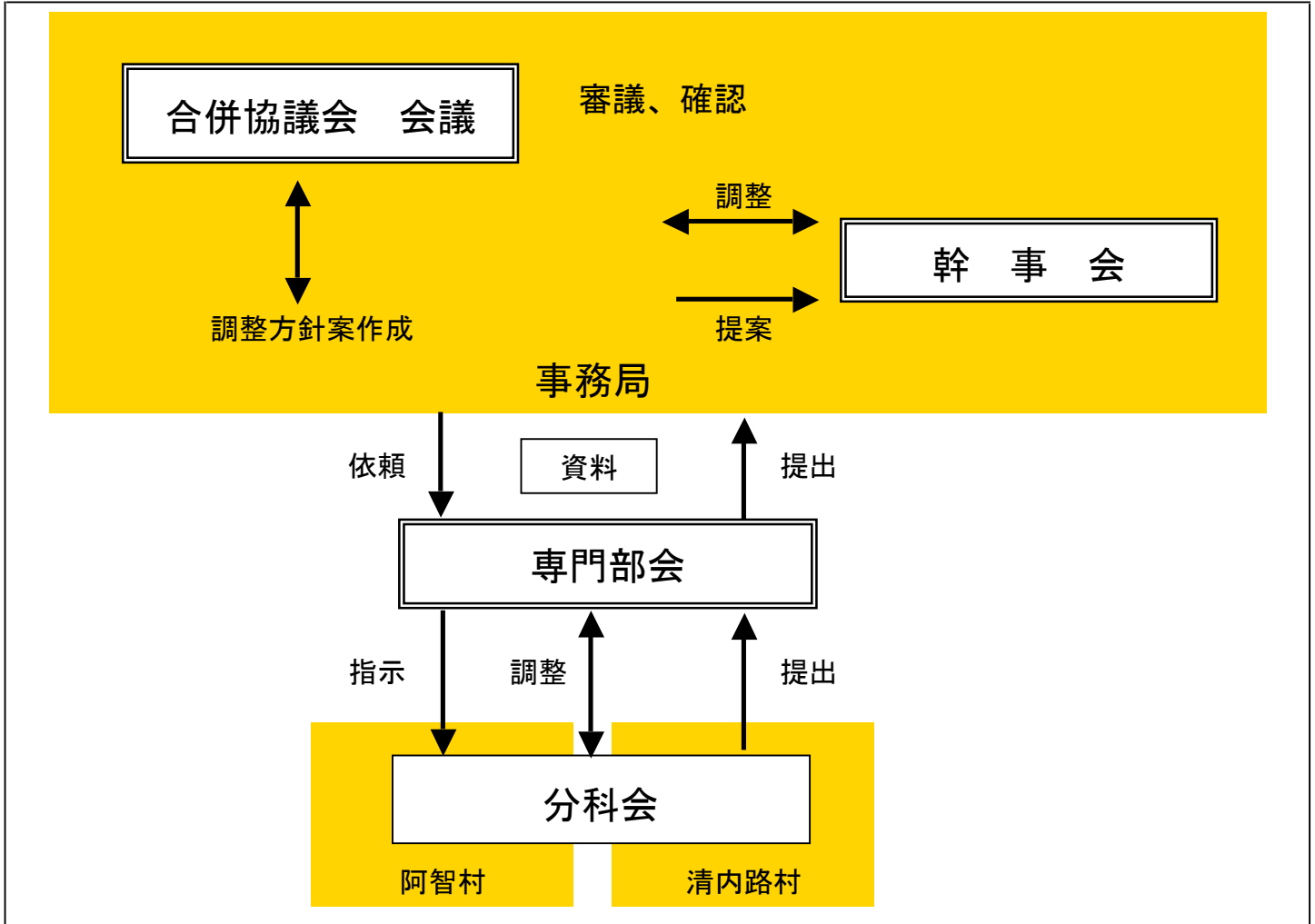
立会人

阿智村議会議長 小笠原啓次

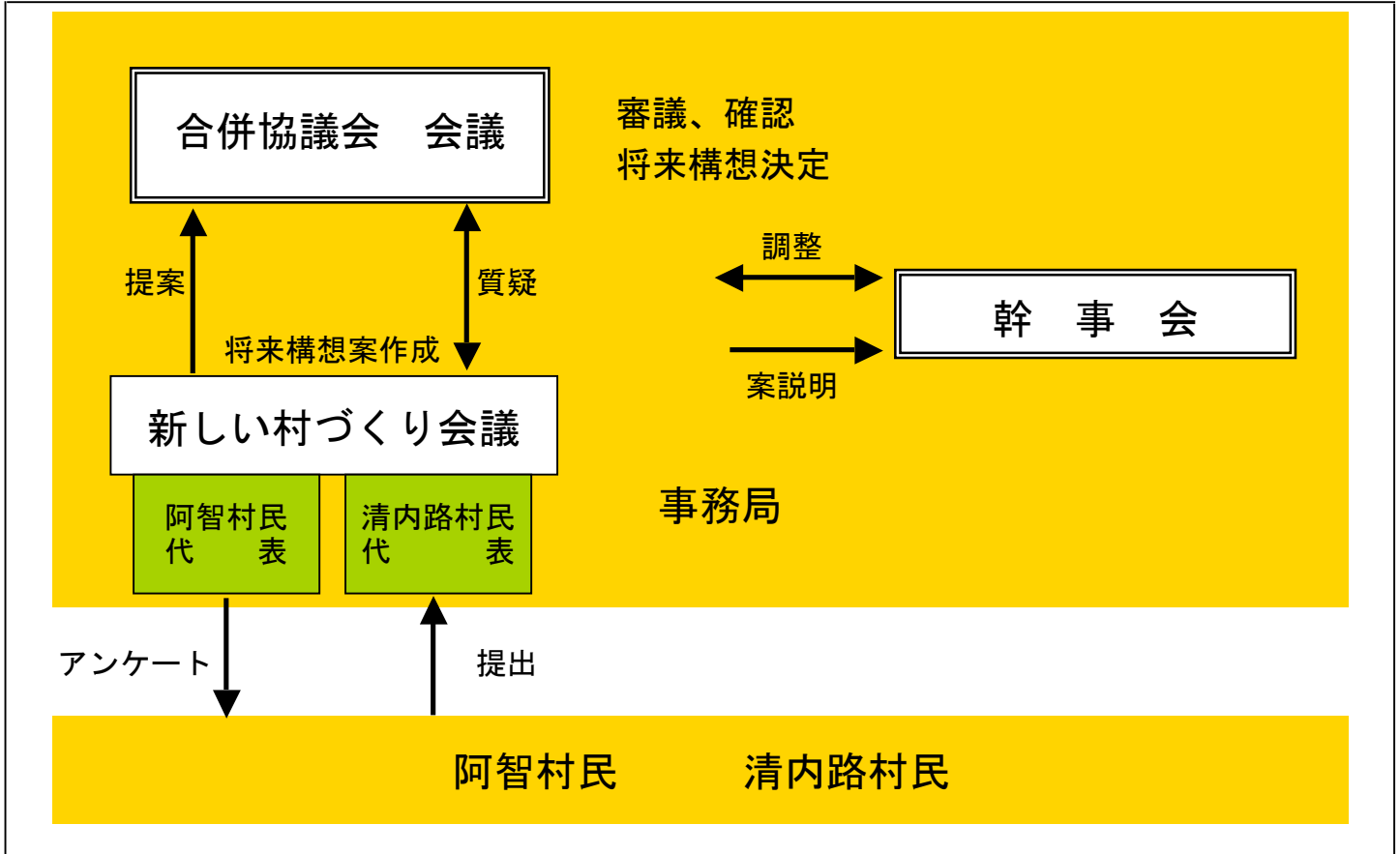
清内路村議会議長 原登美彦

阿智村・清内路村任意合併協議会組織図（案）

1 協議会



2 新村将来構想



阿智村・清内路村任意合併協議会規約（案）

（設置及び目的）

第1条 阿智村・清内路村（以下「2村」という。）は、合併の調査研究を行うとともに調整を図りながら基本的問題等について協議するため、阿智村・清内路村任意合併協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 この協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 合併に係る調査研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的事項
- (3) 新村将来構想に関する事項
- (4) その他合併に関し必要な事項

（協議会の事務所）

第3条 協議会の事務所は、阿智村役場内に置く。

（組織）

第4条 次の委員をもって組織する。

- (1) 2村の長2名
- (2) 2村の正副議会議長4名
- (3) 2村の副村長又は統括参事2名
- (4) 2村の住民代表6名

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事2名

2 会長は阿智村長、副会長は清内路村長とする。

3 監事は、2村の議長とする。

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要であると認めるときは、協議会に諮って、会議を非公開とすることができる。

5 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

2 会長は、必要に応じて2村の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(附属機関)

第9条 協議会は、特定事項を調査するため附属機関を設置することができる。

2 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第10条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第2条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、2村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、2村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は平成20年2月13日から施行する。

別表(第4条関係)

職名	阿智村	清内路村
村 長	岡 庭 一 雄	櫻 井 久 江
議 会 代 表	小 笠 原 啓 次	原 登 美 彦
	増 田 勝 彦	原 利 正
副 村 長・統 括 参 事	佐 々 木 幸 仁	野 村 健 司
住 民 代 表	原 旦 頼	櫻 井 弘 志
	田 中 三 男	原 和 信
	高 間 む つ み	小 池 か お り

阿智村・清内路村任意合併協議会幹事会規程（案）

（趣旨）

第1条 阿智村・清内路村任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定により、阿智村・清内路村任意合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、阿智村・清内路村任意合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、阿智村・清内路村任意合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、両村の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

（幹事）

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（組織）

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。

（会議）

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

（会議の運営）

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第7条 幹事会は、所掌事務を処理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（専門チーム）

第8条 幹事会は、所掌事務のうち特定事務を処理するため、専門チームを置くことができる。

2 専門チームの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（関係者の出席）

第9条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第10条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

（庶務）

第11条 幹事会の庶務は、規約第11条に規定する協議会の事務局において処理する。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月13日から施行する。

別表（第3条関係）

阿 智 村		清内路村	
職 名	氏 名	職 名	氏 名
統括参事	佐々木幸仁	副村長	野村健司
教育次長	林茂伸	教育長	原和機
総務課長	山内常弘	振興課長	佐藤義則

阿智村・清内路村任意合併協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、阿智村・清内路村任意合併協議会規約第11条の規定により、阿智村・清内路村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

（職員の職務）

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局長の職務の補佐
- (2) 事務局長に事故あるときの職務の代理
- (3) 事務局内の連絡及び調整

（決裁）

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する事案の決定に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 協議会の歳出予算の流用又は予備費を充用すること。
- (5) 規程及び要領等の制定改廃に関すること。
- (6) その他特に事務局長が重要と認めること。

（専決事項）

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会、幹事会及び新しい村づくり会議との調整に関すること。
- (2) 各種資料等の調整に関すること。
- (3) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (4) 物品及び現金の出納に関すること。
- (5) 事務局職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。

(6) その他軽易な事項に関すること。

(出納)

第7条 協議会会計の現金の出納については、会長の属する村の統括参事がこれを行う。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印は会長印とし、その名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表1のとおりとする。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する村の例による。

(給与、共済等)

第10条 職員の給与、手当、共済等については、それぞれ派遣する村の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する村の例により協議会が支給する。

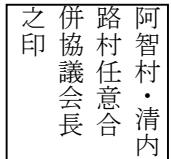
(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月13日から施行する。

別表（第8条関係）

名称	ひな形	寸法(mm)	書体	管守者	用途	個数
阿智村・清内路村 任意合併協議会長 之印		方18	隸書	事務局長	文書用	1

阿智村・清内路村任意合併協議会専門部会設置要領（案）

（設置）

第1条 阿智村・清内路村任意合併協議会幹事会規程第7条の規定により、阿智村・清内路村任意合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、阿智村・清内路村任意合併協議会事務局長（以下「事務局長」という。）の指示を受け、阿智村・清内路村合併協議会規約第2条に掲げる事項について、専門的に調査研究等を行うものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。ただし事務局長が認めた場合は、専門部会を増減することができる。

（役員）

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 部会長及び副部会長は事務局長が指名する。

（役員職務）

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、専門部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の会議への出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

（分科会）

第7条 阿智村・清内路村任意合併協議会事務局規程第2条第1項第2号に規定する協議資料を作成するため、専門部会に分科会を置く。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報告）

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 専門部会の庶務は、阿智村・清内路村任意合併協議会事務局において処理する。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月13日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	関係所管課及び構成委員												
	阿 智 村				清内路村								
総務部会	教 育 次 長	林 茂 伸	教 育 長	原 和 機	総 務 課 長	山 内 常 弘	振 興 課 長	佐 藤 義 則	出 納 室 長	折 山 茂			
	議 会 事 務 局 長	熊 谷 宰 光											
社会部会	民 生 課 長	園 原 一 吉	民 生 課 長	熊 谷 津 賀 子	ふ る さ と 整 備 課 長	河 合 隆 文							
産業建設部会	ふ る さ と 整 備 課 長	河 合 隆 文	振 興 課 長	佐 藤 義 則	経 済 活 性 課 長	岡 庭 敬 芳							

阿智村・清内路村任意合併協議会分科会設置要領（案）

（設置）

第1条 阿智村・清内路村任意合併協議会専門部会設置要領（以下「要領」という。）第7条の規定により、阿智村・清内路村任意合併協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は、要領第4条第1号に規定する部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、阿智村・清内路村任意合併協議会規約第2条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 別表に掲げる分科会を設け、2村の担当者をもって組織する。

（役員）

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長1名

(2) 副分科会長1名

2 分科会長、副分科会長は事務局長が指名する。

（役員職務）

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する村の担当部門が行う。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月13日から施行する。

別表（第3条関係）

部会	分科会
総務部会	総務分科会
	消防分科会
	財政分科会
	企画分科会
	税務分科会
	会計分科会
	議会監査分科会
	教育分科会
電算分科会	
社会部会	住民分科会
	生活環境分科会
	国保年金分科会
	保育分科会
産業建設部会	福祉分科会
	農林分科会
	建設分科会
	上下水道分科会
	商工観光分科会

阿智村・清内路村任意合併協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、阿智村・清内路村任意合併協議会規約第13条の規定に基づき、阿智村・清内路村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算は、阿智村・清内路村（以下「2村」という。）の負担金、その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに2村の長に送付しなければならない。

（補正予算）

第3条 会長は、協議会に係る予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金の保管）

第5条 協議会の出納は、会長の属する村の統括参事が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預金する等、安全、確実な方法によって保管しなければならない。

（協議会出納員）

第6条 会長は、協議会の事務職員に協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

（予算の流用及び予備費の充当）

第7条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会に報告し、その承認を受けなければならない。

（決算等）

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算の承認を得たときは、当該決算書の写しを2村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の出納員は、次の各号の定める冊簿を備え、出納管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な冊簿

(報酬・費用弁償)

第10条 協議会委員、幹事会幹事、新しい村づくり会議委員等が会議に出席したとき又は職務のために出張したときの、報酬・費用弁償については別途会長が定める。

(協議会解散の措置)

第11条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年2月13日から施行する。

2 協議会の設置後最初の会計年度は、第2条第2項中の規定にかかわらず平成20年2月13日から平成20年3月31日までとする。

別表1 (第4条関係) 歳入

款	項
1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入

別表2 (第4条関係) 歳出

款	項
1 運営費	1 運営費
2 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費

阿智村・清内路村任意合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、阿智村・清内路村任意合併協議会財務規程第10条の規定に基づき、阿智村・清内路村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の委員及び新しい村づくり会議委員（以下「協議会委員等」という。）の費用弁償及び報酬の額、支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,500円及び半日額は4,500円、午後5時からの会議等の場合には4,000円、午後7時からの会議等の場合には3,000円とする。ただし、2村の常勤職員、議会議員、農業委員会の委員については、これを支給しない。

（費用弁償の額）

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、会長村の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月13日から施行する。

新しい村づくり会議設置規程（案）

（設置）

第1条 阿智村・清内路村との合併後の新しい村の将来構想案（以下「将来構想案」という。）を策定するため、阿智村・清内路村任意合併協議会（以下「協議会」という。）規約第9条の規定に基づき、協議会の附属機関として、新しい村づくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、協議会の求めに応じ、将来構想案の策定に関し必要な調査、検討等を行う。

（組織）

第3条 会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）2村の住民から20名以内

（役員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長1名

（2）副委員長1名

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

（職務）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月13日から施行する。

阿智村・清内路村任意合併協議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、阿智村・清内路村任意合併協議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴届（第1号様式）に住所氏名を記入の上、阿智村・清内路村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に提出し、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証の交付は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付するものとする。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が、その会場の定員を超える場合は、くじにより傍聴人を決するものとする。

（傍聴証の返還）

第3条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

（傍聴の禁止）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することを禁止する。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他危険のおそれのある物又は会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はち巻き、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット及び帽子の類を着用している者
- (5) 前号各号に定める者のほか、会議を妨害し、又人に迷惑を及ぼすと認められる者。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなくてはならない。

- (1) 会議中みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食、喫煙、私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 携帯電話は、電源を切り、使用しないこと。
- (4) 議事に批評を加え又は可否の表明をしないこと。
- (5) 張り紙、旗及び垂れ幕の類を掲げないこと。
- (6) 写真を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (7) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

（会長の指示）

第6条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、会議を公開としない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人がこの規程に違反し、又は会長の指示に従わない場合は、会長はこれを退場させることができる。

（補則）

第8条 前各条に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月13日から施行する。

(第1号様式)

阿智村・清内路村任意合併協議会傍聴届

阿智村・清内路村任意合併協議会「会議傍聴規程」第2条の規定により、会議の傍聴を申請します。

1 傍聴しようとする会議名 阿智村・清内路村任意合併協議会第 回会議

2 申請者の住所氏名 下欄記載のとおり

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

傍 聴 証

阿智村・清内路村任意合併協議会「会議傍聴規程」第2条の規定により会議の傍聴を許可します。なお、規程第5条、第6条の規定を遵守しない場合、または、第7条に規定する会議を公開しない決議があった場合は、第7条の規定により退場していただくことになります。

[傍聴に当たって遵守していただく事項]

1 規定第5条関係

- (1) 会議中みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食、喫煙、私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 携帯電話は、電源を切り、使用しないこと。
- (4) 議事に批評を加え又は、可否の表明をしないこと。
- (5) 張り紙、旗及び垂れ幕類を揚げないこと。
- (6) 写真を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (7) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

2 規定第6条関係

傍聴人は、会長の指示に従ってください。

阿智村・清内路村任意合併協議会

会長

阿智村・清内路村任意合併協議会

平成19年度事業計画（案）

事業項目	事業内容	備考
協議会の開催	・ 合併に関する基本的事項の事前協議	
	・ 事務事業の一元化事前協議	
幹事会・専門部会・分科会の開催	・ 協議会提出案件の協議・調整	
	・ 事務事業等の一元化の調整	
	・ 協議会資料の作成	
新村将来構想策定	・ 新しい村づくり会議の設置・協議	
	・ 住民意向調査の検討	
	・ 新村将来構想策定	
住民啓発と情報提供	・ 協議会だよりの発行	
	・ 協議会ホームページの作成	
	・ 2村広報との連携	
その他の事項	・ 国・県の支援策の検討	
	・ 関係団体等との連絡調整	

阿智村・清内路村任意合併協議会

平成19年度予算（案）

1 歳入

(単位：千円)

款	項	節	金額	説明
1	負担金		2,200	
	1	負担金	2,200	阿智村 1,537千円、清内路村 663千円
2	繰越金		0	
	1	繰越金	0	
3	諸収入		0	
	1	諸収入	0	
合計			2,200	

2 歳出

(単位：千円)

款	項	節	金額	説明
1	運営費		516	
	1	運営費		
		報酬	108	委員報酬 4,500円×6名×4回
		旅費	10	委員旅費
		需用費	70	消耗品費
		役務費	30	通信運搬費 切手・電話代
		委託料	228	会議録反訳 15,000円×3h×4回 会議録調整 12,000円×4回
		使用料及び 賃借料	70	コピー代、高速道路代
2	事業費		1,580	
	1	事業費		
		報酬	180	新しい村づくり会議委員報酬 4,500円×20名×2回
		報償費	200	シンポジウム講師
		旅費	50	シンポジウム講師旅費
		需用費	1,120	協議会だより 2,300部×2回×@200円 シンポジウム資料代等 200,000円
		役務費	30	通信運搬費
3	予備費		104	
	1	予備費	104	
合計			2,200	

○ 2村の費用負担割合について

負担金は、総額の50%相当額を均等割とし、50%相当額を人口割とする。

- ・均等割総額 1,100
- ・人口割総額 1,100
- ・合計 2,200

・2村の負担金

(単位：千円)

	均等割	人口割	合計
阿智村	550	987	1,537
清内路村	550	113	663
合計	1,100	1,100	2,200

・計算の基礎となった人口（H19.4.1現在）

（単位：人、％）

	人口	割合
阿智村	6,542	89.7
清内路村	752	10.3
合計	7,294	100.0

阿智村・清内路村合併協議スケジュール（案）

日程	全体日程	協議会	附属機関（村民会議）	幹事会・専門部会	議会	説明会	手続き
平成十九年度	2月	任意協議会設立	任意協議会 ・協議項目の決定 ・合併形式、村名、合併の日、事務所の位置、事務局体制の確認、 ・村づくりの方針（新村将来構想の作成） ・財産、施設等の取扱い ・議員の定数、任期 ・農業委員の定数、任期 ・協議会の広報（ホームページ、広報誌等） 協議会開催 ↓↑ 幹事会開催 ↓↑ 専門部会開催	新しい村づくり会議 ・村民会議設置 ・調査研究 ・住民アンケート 将来構想原案の作成 ↓ 新村基本計画原案策定 （新村将来構想の反映） 新村の特性 主要な課題 計画目標 施策の大綱 主要プロジェクト 県事業の推進 公共施設整備	幹事会・専門部会設置 調査 事務事業調査 例規調査 財政状況調査 ↓ 一元化 条例等整備 電算処理 組織、人事等再編 予算決算 庁舎等整備 建設基本策定 その他団体調整 ↓ 合併手続き 条例 電算 組織、人事 予算決算 関係団体		
	3月	法定協設立準備 ・規約 ・予算 ・役員等人員体制 ・その他会議運営申合せ				3月議会	
平成二十年度	4月	法定協設立議決 新村計画県協議・回答	協議会開催 ↓↑ 幹事会開催 ↓↑ 専門部会開催				村民意向把握 （アンケート or 住民投票） 新村計画 県事前協議
	5月	法定協設立議決 新村計画県協議・回答	法定協議会 ・任意協議会協議事項確認、承認、承認 ・新村基本計画 ・協議会の広報（ホームページ、広報誌等） 協議会開催 ↓↑ 幹事会開催		臨時議会 法定協 設立議決		協議会設立届出 構想策定申入れ 新村計画県協議
	6月	新村計画報告			6月議会		新村計画報告
	7月						
	8月	(清内路村長選挙)					
	9月	各村議会議決 合併調印 合併申請	合併手続き ・議決、調印、申請 ・県議会議決 ・県知事決定 ・廃置分合届出 ・国告示 ・新村誕生			9月議会 各村議会議決	合併申請
	10月						
	11月	(阿智村議会議決)					
12月	12月県議会議決				12月議会		
1月							
2月							
3月					3月議会		
新村誕生							

合併協議の基本方針（案）

- 1 新村に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかに一体性の確保に努める。
- 2 住民サービス及び住民福祉の質の向上に努める。
- 3 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- 4 行財政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

合併協議項目一覧

番号	協定項目案	内容	備考
1	合併の方式	基本的な協議項目	
2	合併の期日	基本的な協議項目	
3	新村の名称	基本的な協議項目	
4	新村の事務所の位置	基本的な協議項目	
5	財産の取り扱い	財産及び公の施設の扱い、債務の扱い、財産区の扱い、山林の扱い	
6	議会の議員の定数及び任期の取り扱い	合併特例法第6条及び第7条	
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い	合併特例法第8条	
8	地方税の取扱い	税率、納期、減免制度、不均一課税の実施	
9	一般職の職員の身分の取扱い	職員の引継ぎ、身分の取り扱いの原則（公正な取り扱い）、定員適正化、細目は別途協議とする	
10	特別職の身分の取扱い	別途首長の協議とする例多し、行政委員会委員等の身分の取り扱い	
11	条例、規則等の取扱い	他の協議事項の結果による調整	
12	事務組織及び機構の取扱い	新村の組織機構・業務の取り扱い、旧役場の位置づけ	
13	一部事務組合等の取扱い	加入組合からの脱退または継承	
14	出資団体等の取扱い	第3セクター等	
15	使用料、手数料等の取扱い	使用料・手数料の統合等について	
16	公共的団体等の取扱い	一体性確保のための統合推進、郡単位の上部団体を有する団体の扱い、例（青年団、婦人会、赤十字社、漁業組合等）	
17	補助金、交付金等の取扱い	各種団体補助、交付金の取り扱い	
18	字名の取扱い	字名の取り扱い	
19	慣行の取扱い	村章・花・木・鳥、憲章・宣言・表彰・出初式・成人式・村音頭	
20	国民健康保険事業の取扱い	税率、納期、督促手数料、基金、不均一課税、保険給付事業、保険事業	
21	介護保険事業の取扱い	一体性の確保	
22	消防団の取扱い	分団の扱い、団員数、報酬、手当、交付金、永年勤続報奨金	
23	行政区の取扱い	区、自治組織等	
24	諮問機関の取扱い		
25	情報基盤整備の取扱い	LGWAN、CATV	
26	地域自治組織の設置の取扱い	合併特例区等	
27	清内路中学校の後利用		
28	各種事務事業の取扱い		
	1	女性政策事業	
	2	自治体間協定	防災協定、姉妹都市、友交都市、関東村人会
	3	国際交流	（事務事業調整で対応）
	4	電算システム事業	電算処理の統合
	5	広報広聴関係事業	行政連絡機構、情報公開制度、広報の発行回数・配布方法、行政防災無線、懇談会

番号	協定項目案	内容	備考
6	納税関係事業	前納報奨金制度、納税奨励制度、督促手数料	
7	消防防災関係事業	防災会議、地域防災計画、水防	
8	公共交通	村民バス、福祉バス等	
9	交通関係	交通安全	
10	窓口業務関係	各種証明書の発行、申請等窓口業務	
11	同和対策事業	(事務事業調整で対応)	
12	保健衛生事業	生ゴミ処理、し尿収集運搬、集団検診、機能訓練事業、精神障害者医療補助、精神障害者通所授産施設	
13	診療所		
14	伝染病予防対策事業		
15	結核予防対策事業		
16	休日・準夜診療		
17	障害者福祉事業	福祉年金の支給	
18	高齢者福祉事業	長寿祝い金、敬老大会	
19	児童福祉事業	子育て支援事業	
20	保育事業	保育料の調整、保育時間、給食事業	
21	生活保護事業	(事務事業調整で対応)	
22	その他福祉事業	災害弔慰金	
23	健康づくり事業	実施事業・方法等	
24	ごみ収集運搬業務事業	収集回数、収集方法、助成制度	
25	環境対策事業	事業の再編、公害監視業務	
26	農林関係事業	農林業の振興、関係団体の取り扱い、農林関係基金、農振農用地区域	
27	商工・観光関係事業	商工会の統合、融資制度、観光イベント、工場誘致	
28	勤労者・消費者関係事業	勤労者の支援、消費者保護の推進	
29	建設関係事業	道路の引継ぎ、受益者費用負担、除雪事業、入札制度、公営住宅	
30	上下水道事業の取扱い	水道料金、加入負担金、会計の統一、指定工事人、合併浄化槽補助	
31	小中学校の通学区域	現状維持の確認	
32	学校教育事業	給食事業、施設開放、スクールバス	
33	文化振興事業	文化財調査・保存・活用、指定文化財	
34	コミュニティ施策	自治組織等	
35	社会教育事業	図書館、公民館、社会体育施設、芸術・文化祭、成人式、各種スポーツ大会、各種教室、文化・体育協会の統一	
36	社会福祉事業	統合、事業委託、事業補助	
37	若者定住促進事業		
38	選挙関係事業	投票区の取り扱い	
39	その他事業		
40	任意の協議会等		
29	新村基本計画	合併特例法第6条	

事務事業一元化の調整方針（案）

1 調整の目的

事務事業一元化の協議は、住民生活に及ぼす影響等を含め2村の担当者が、現在実施している事務事業・制度等の比較検討を行い、合併是非の判断材料を2村の住民に提供することを目的とする。

2 調整方針

（1）住民生活に支障のないよう速やかに一体性の確保に努める

住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項について、住民生活に混乱をきたさないよう、一体性の確保に努めるものとする。

（2）住民サービス及び住民福祉の質の向上に努める

現在、2村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの内容、水準に差異があるものについては、持続可能な財政運営に配慮しつつ、2村の住民が公平にサービスを享受できるように努めるとともに、将来にわたってその水準を維持できるよう配慮する。

（3）公平負担の原則に立ち、行政格差を生じないように努める

地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、負担の公平の原則に立ち調整に努めるものとする。

（4）行財政改革の観点から、事務事業の見直しに努める

新村の財源確保に努めるとともに、行財政改革の視点に立って事務事業の調整に努めるものとする。

（5）その他

上記について、2村の現況を配慮し、合併前に一元化すべきもの・合併後に一元化すべきもの・合併後も現行どおり存続させるものに区分し、検討を進める。

また、一元化の時期は合併年度又は合併翌年度を原則とし、行政制度や地域環境の相違から一元化が難しい課題に関しては、5年程度以内を目途に調整する。

住民に対する公約や、国・県を中心とした関係行政機関との協定事項は、原則として引き継ぐものとする。

協議会では、各項目の基本的方針を協議することとし、詳細については、幹事会・専門部会・分科会で調整するものとする。

事務事業一元化の協議の流れ（案）

第1	事務事業現況調書作成 (事務事業名一覧表作成、事業内容の入力)	2村各課職員
----	------------------------------------	--------

↓

第2	事務事業の現況把握（事務事業の整理）		専門部会 分科会
	2村が実施している事務事業	1村のみが実施している事務事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の比較検討（一元化での問題点等の抽出） ・事務事業の調整素案の検討 		

↓

第3	調整素案の作成	専門部会 分科会
----	---------	-------------

↓ ↑

第4	調整案の作成・整理	幹事会
----	-----------	-----

↓ ↑

第5	調整案の協議	任意合併協議会
----	--------	---------

↓

第6	協議結果の確認	任意合併協議会
----	---------	---------

↓

第7	住民への周知	
----	--------	--

新村将来構想策定方針（案）

1 新村将来構想策定の目的

新村の一体的な村づくりの基本理念や方向性を明らかにするため、新村将来構想を策定する。もって、合併にかかわる議論を高めるとともに、阿智村・清内路村（以下「2村」という。）の住民が合併の是非について判断するための材料を提供することに資する。

2 新村将来構想の取扱い

策定された新村将来構想は、合併する場合の新村基本計画の骨子として位置付ける。

3 新村将来構想策定の基本方針

（1）2村の範囲を基本とする。

2村が合併して1つの村になる場合の将来構想を検討するものであり、2村全域を構想の範囲とする。

（2）目標年次は概ね10年後とする。

2村の一体的な村づくりを行う期間として、構想策定の目標年次は合併後概ね10年を計画期間とする。

（3）基本姿勢

豊かな地域資源を最大限に生かした新たな発想による村づくりを目指し、その将来像は住民自身が主体的に描くことを基本とする。

（4）他の構想や計画との整合性に配慮した構想とする。

国、県、広域連合等の計画や2村の総合計画との整合性に配慮する。

4 新村将来構想の構成と策定方法

（1）新村将来構想の構成

○ 新村将来構想の基本的策定項目

項 目	内 容
①基本理念	村づくりの方向性や具体的な目標を明示する。 (村づくりのキャッチフレーズ)
②基本目標	将来像を実現するための方針を明示する。 (テーマを掲げて、将来像の具体化)
③施策方針	分野別に施策の方針を具体的に明示する。 (主要なプロジェクトの検討を含む)

※ 新村将来構想は、新村基本計画の基礎となるものである。

（2）策定の方法

できる限り住民参画の手法を取り入れるとともに、極力住民の意向を反映したものとする。